

平成30年3月 市議会定例会 議案概要書

追加提出分

<議案>

A 条例案件（1件）

1 富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例制定の件

（1）産後ケア応援室及び病児保育室の使用者の範囲の改正

ア 産後ケア応援室

使用者に、次に掲げる者を追加する。

（ア）市内に住所を有する親の住所地に一時的に居住する母及びその子（生後4月を経過しない子に限る。）

（イ）地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき市と連携協約を締結している市町村に住所を有する母及びその子（生後4月を経過しない子に限る。）

イ 病児保育室

使用者に、地方自治法の規定に基づき市と連携協約を締結している市町村に住所を有する乳児又は幼児を追加する。

（2）産後ケア応援室の使用料の経過措置の改正

経過措置による使用料の特例について、市内に住所を有する者に限る改正を行う。

種 別		金額（円）	
		市内に住所を有する者（経過措置）	左記以外の者
宿泊利用	19時から翌日の9時30分まで	2,300	3,900
通所利用	9時30分から13時まで	1,800	3,000
	13時から19時まで	3,100	5,100

（3）施行期日 平成30年4月1日